

監査懇話会 2016年10月5日

進むガバナンス改革の理想と現実
－企業の自浄能力発揮のために監査役に求め
られるものは何か－



山口利昭法律事務所

弁護士 山口 利 昭(大阪弁護士会)



はじめに

本日の講演では「監査役」「監査役会」「監査役等」なるフレーズを多用しますが、とくに区別の必要性がない限り、「取締役監査等委員(監査等委員会)」「取締役監査委員(監査委員会)」の方々も含むものであることをご了承ください。

本日お話ししたいこと

- 1 国策ガバナンス改革の実効性評価(私見)
- 2 ガバナンスの議論とは関係なくコンプライアンス経営は重要
- 3 中長期の企業価値向上に求められる監査役等の役割は「良質なオオカミ少年」になることである
- 4 不祥事の未然防止は「結果」よりも「プロセス」を重視せよ
- 5 良質なオオカミ少年になるために必要な「プロセスチェック」
- 6 監査役等が動くための動機付けとなる近時の裁判例の紹介



国策ガバナンス改革の実効性評価

平成27年3月5日付けコーポレートガバナンス・コード原案
「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方」より

本コード(原案)の目的

- ・コーポレートガバナンスとは、会社が、株主をはじめ顧客、従業員、地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する
- ・本コードでは、会社におけるリスクの回避や不祥事防止といった側面を過度に強調するのではなく、むしろ健全な企業家精神を発揮し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いている

↓ ※現時点での実効性評価は？

ROE経営道半ば「山」は動かず(2016年6月10日日経朝刊)

⇒2015年度の東証1部企業の平均ROE、14年度よりも低下

踊り場のROE経営(上)低い売上高純利益率(同6月23日日経朝刊)

⇒東証1部の最もROEが高い企業群の数値が年々低下している



株主は本当にガバナンス改革に 関心があるのだろうか？

2016年X月、某社(東証1部)の定時株主総会より

(某社 定時株主総会に至るまでの経緯)

1 2016年X月、某社子会社における会計不正事件について監査法人に元従業員から内部告発。社内調査の結果、X月に棚卸資産の過大計上に関する不正発覚(適時開示)。

2 会計不正の質的・量的規模を確定するため、弁護士3名による第三者委員会設置(取引所プリンシプルへの対応)。有価証券報告書提出時期の延長申請。

3 某社の社長退任(会長が社長兼任)。監査役の選任議案は第三者委員会調査報告による責任判定でシロとされることを条件とする(クロなら臨時株主総会で再度選任予定)。



株主は本当にガバナンス改革に関心があるのだろうか？

2016年×月、某社(東証1部)の定時株主総会の結果

- 1 取締役・監査役、全員選任議案可決
- 2 監査役の賛成投票率 80.9%
- 3 主要株主(14%保有)からの社外取締役 賛成 78.8%
- 4 「相互派遣役員」となる社外取締役 賛成 95.8%

機関投資家の独立性基準、会社側の議案説明からみて、監査役および主要株主派遣役員の賛成率は納得できる。しかし、相互派遣取締役の独立性についてはどうか？

会計不正の「有事」にある某社でもこの状況。
結局、機関投資家も、ガバナンス改革の実質的な推進については興味がなく、あくまでも形式だけ整えることに関心あり



ガバナンス改革の現実と コンプライアンス経営の模索

企業の有事対応に関与（支援）する実務家の経験から

- 1 公表すべき不祥事を企業が公表しない場合
 - ・対外的に発覚する不祥事もあれば発覚しないものもある
- 2 覚悟を決めて企業が不祥事を公表した場合
 - ・マスコミで大きく報じられるケースもあれば、全く話題にもならないものもある
- 3 企業不祥事がマスコミで大きく報じられる場合
 - ・信用毀損により業績の長期低迷につながる企業もあれば、短期的には業績が悪化するものの、すぐに回復するケースもある



ガバナンス改革の現実と コンプライアンス経営の模索

不祥事は企業の品質を反映するものと考え

企業不祥事が発生すると、その不正事実に目が向くが、中長期的な企業価値との関係では以下のような点に着目すべきではないか(結果よりもプロセスに着目すべき)

不祥事を発生させた背景事情	どのような「不祥事の芽」があったのか
発生した不祥事の性質	一次不祥事なのか、二次不祥事なのか
不祥事発覚直後の企業対応	自浄作用が発揮されたのか
発生後の企業の取組み	PDCA、再発防止策は適切に実行されているのか



私の問題提起

— 監査役はオオカミ少年になれるか

社内において「有能でないオオカミ少年」は無視され、「有能なオオカミ少年」は飛ばされる現状にどう立ち向かうのか？

企業の危機対応に従事する経験上、不祥事が社会的に問題視されるかどうかは運である(人事を尽くして天命を待つ…)

また、不正の疑惑を把握しても、それが不正事実として認定できるかどうかは詳細な調査をしなければわからない

それでも、誰かが「おかしい」と声をあげなければ不正の早期発見は困難である

組織は(間違っているかもしれないが)「おかしい」と声を上げる社員の存在をどのように捉えているか？



企業不祥事防止のための監査環境整備 — 監査役・監事の職業的懐疑心

家のカギは1%の泥棒から財産を守るためにあるのではない。
98%の「普段は善良な人」が、その気にならないためにある！
ダン・アリエリー著「ズルーウソとごまかしの行動経済学」48頁

確信的に不正行為に走る人(泥棒) →1%	普段はまじめに仕事をするが、機会があれば不正に走ってしまう人 →98%	人生を誠実に生きて、どんなときにも不正に走らない人 →1%
どんなカギを作ってみても、部屋に入ろうと思えば入ってしまう →カギは無意味	この98%の人たちのために部屋のカギは必要！	→カギは不要



企業不祥事防止のための監査環境整備 — 監査役・監事の職業的懐疑心

98%のまじめな社員に対する「カギ」を構築する
ただし、「カギ」としての意味を持つためには、企業不正はどんな組織でも発生する、といった気持ちを経営者や監査部門が持っていなければカギの意味がない

→ゴリラのバスケット実験(認知心理学)

「人は客観的真相を視るのではなく、見たいものを見て、聞きたいものを聞くことで真相だと思いこむ」

⇒監査役が「重大な不正リスクには必ず気づく」「不正は見逃さない」という意識を保持することで「カギの効用」が生じる(徹底したプロセスチェックの必要性)



近時における企業不祥事の特徴とは？ －自浄能力の機能不全が目立つ

「不祥事を発生させる組織風土」に注目が集まる
経営トップは「内部統制に問題あり」と釈明する

東芝会計不正事件	経営トップによる厳命によるプレッシャー、 トップの意思を忖度した幹部社員主導による粉飾決算
三菱自動車燃費偽装事件	経営トップの開発部門に対する厳しい要求 →燃費改良に対する納期プレッシャーによる現場主導の偽装工作
東亜建設工業地盤改良偽装事件	新工法による工事実績を報告することにより、業績の巻き返しを図る →支店長主導による偽装工作
旭化成建材データ偽装事件	現場責任者が、納期の遅延をおそれて元請会社に対して虚偽のデータを提出して地盤到達確認を偽装



内部統制の運用における無機能化 －事例から学ぶ内部統制の機能不全(1)

東亜建設工業社事例

(平成28年7月26日付社内調査報告書より)

不祥事の概要

羽田空港C滑走路の耐震性強化のための地盤改良工事で、施工した東亜建設工業(東京)は六日、データを改ざんし、仕様書通りに工事をしたかのように装って、発注元の国土交通省関東地方整備局(横浜市)に虚偽の報告をしていたと発表。

二次下請業者社員が一次下請業者(東亜子会社)に内部告発し、これを一次下請会社が東亜建設本社に相談したことによって発覚。本社による緊急調査により、他の空港、港湾における工事でも同様の不正(施工不良、データ改ざん、虚偽報告)が多数判明。

→社内調査により、事実解明、原因分析、再発防止策の検討



内部統制の運用における無機能化 －事例から学ぶ内部統制の機能不全(1)

同社の社内調査報告書において指摘された内部統制上の問題点

経営陣 コンプライアンス意識 の欠如(現場への意識 の不徹底)	新開発工法の施工不良を招いた品質マネジメント への経営陣の関心が薄かった →少人数の社員が技術情報を専有する状態、研 究部門との連携を廃止したことによる不正リスクへ の認識がなかった
設備投資、受注に関す る意識が高かった	平成26年に大規模な設備投資を行い、その高額 な設備投資が支店幹部への大きなプレッシャーと なった →支店幹部はプレッシャーのもと、施工不良に関 する報告を上げることができなかった
データ改ざんが可能 だった社内体制	品質管理プログラムを修正する場合の社内ルー ルを無視して、適正に工事が行われているように PC画面に投影されるようにプログラムを修正



内部統制の運用における無機能化 －事例から学ぶ内部統制の機能不全(1)

監査部門はプロセスチェックの徹底が必要である

1 経営陣は重大な不正リスクを認識しているか

→重大な不正リスクが認識されていないからこそ、内部統制の運用について判断が甘くなるのではないか？本件では熟練技術者も存在したが、新開発工法の受注が急増したことにより、技術者不足が現場の施行不良を招いた

2 情報共有体制の不備を補完する体制は構築されているか

→報告体制が整備されていても健全に機能しないのは、会社が人間の組織である以上あたりまえである。なにをもって補完するのか？

3 社内ルールは適切に運用されているか

→なぜ社内ルールが存在するのに、ルール違反が現場で許容されるのか？



良質な企業風土を目指す

プロセスチェック

「(コンプライアンス経営は、すべて経営トップの意識次第である!)」は本当か?(コンプライアンス問題の思考停止)

「リーダーが倫理的な人物でなければ、組織は倫理的に行動できない。しかし倫理的な組織を築くうえで、リーダーが倫理的な人物であることは必要条件ではあっても、十分条件ではない。」(「倫理の死角」ベイザーマン他著 233頁)

組織の非倫理的行動を生む隠れた要因も改める必要あり
→たとえば組織がいただいている暗黙の価値観と組織内の「非倫理的行動が起きやすい環境」への対処



良質な企業風土を目指す

プロセスチェック

企業倫理を経営に活かすためには、全社的な取組みによって組織風土を改革する努力が必要である。

(精神論ではなく実践論である理由)

自浄能力を発揮する企業の不祥事公表の経緯

- ・幹部社員Aに対する現場社員らの相談・報告
- ・幹部社員Aによる調査と事実の把握
- ・幹部社員Aのジレンマ(短期的利益と長期的利益、どちらを守るべきか、社内の空気を読まないことへの逡巡)
- ・経営トップに現場の事実と自身の意見を述べる
- ・不祥事公表と経営トップの謝罪、原因分析、再発防止策の開示



良質な企業風土を目指す

プロセスチェック

自浄能力を発揮することが大切であることは誰でもわかるが、
ではなぜ実行に移すことが可能なのか？

A幹部社員の勇気ある行動だけでは完結しない

- ・現場社員が真実をAに話せる環境(暗黙知の共有)
- ・他の幹部社員もAの行動に共感を示すであろう、と推測される環境
- ・経営トップも、A幹部社員と同様の考えだと推測される環境

(具体例)

野球賭博事件を自ら調査・公表したOガス社社員の意識



内部統制の運用における無機能化 －事例から学ぶ内部統制の機能不全(2)

神鋼鋼線ステンレス社事例

(平成28年7月11日付日経ビジネスWEB記事より)

不祥事の概要

9年間にわたり、ばね用鋼材の強度試験結果を改ざんし、強度不足にもかかわらずJIS基準品として販売。JIS基準に比べ最大3%程度の強度不足だったが、親会社では、部品を作るメーカーとしてJIS基準より数割小さくとも安全に問題がないよう設計していると説明。同社の工場長が管理書類中に「トクサイ」と書かれていることに疑問を持ち、現場に確認したことから今回の改ざんが発覚した。親会社の神鋼鋼線工業の社長は、現場が前任からの引継ぎでこうした不正が繰り返しており不正を認識していたと、話している。上記部品について、不正によりJIS規格が取り消された。親会社の調査では、他のグループ会社では不正は発見されなかった。



内部統制の運用における無機能化 －事例から学ぶ内部統制の機能不全(2)

上記記事内容から判明した内部統制上の問題点

子会社経営陣 企業集団内部統制の 課題	2006年以降の歴代工場長は強度不足部品の販売の事実を知っていて、なぜ放置していたのか？ →親会社の価値観とグループ会社の価値観
新任工場長がなぜすぐに不正を見抜けたのか ブラックボックスにおける不正発見のスキル	・社員の「強度のトクサイ」なる聴きなれない言葉 ・通常の廃棄率(6%)と、当該工場における廃棄率(0,75%)との異常な差異 →「AならBが疑われる」ではなく「通常ならAならC, しかし目の前でBになっており、おかしい」
データ改ざんが可能 だった社内体制 事業の効率性と有効 性のバランス	品質設計部長と品質保証室長を兼務。手書きの検査結果をPCに入力するのは品質保証室長が、隔離された検査室で行っていた →人的資源が限られた中で、強度不足を記録上偽装する手続を行い得る機会の存在



内部統制の運用における無機能化 －事例から学ぶ内部統制の機能不全(2)

監査部門はプロセスチェックの徹底が必要である

1 子会社経営陣は重大な不正にNOといえるか？

→親会社が「品質第一」を誇りにしていても、営業上のノルマを課されているグループ会社では「顧客ニーズ第一」が暗黙の価値観ではないか
品質よりも、多少強度に問題があっても、「トクサイ」を安く仕入れることができたほうが現場では「顧客ニーズ」への対応になるのでは？

2 新任工場長の前でも「強度のトクサイ」なる言葉が使用されていた

→不正のボーダレスリスク(許される行為と許されない行為の境界線があいまいな場合、狭い組織の常識によって歯止めが効かなくなる)

3 ブラックボックスを極力なくすこと(内部統制の「見える化」)

→なぜ製造部品の設計責任者と品質保証責任者が同一人とされていたのか？仮に人的資源に限りがあったとした場合、どのような対策が必要となるのか？



ご参考まで— 不祥事を隠す目的は様々である

日本企業はなぜ企業不祥事を隠すのか？

半沢直樹型	派閥争いや人事政策を優位に動かすために、不祥事に目をつぶる(見逃すことで貸しを作る)
社内喫煙室型	他部署の不正を見逃す代わりに、自部署の不正も見逃すことで、部署間の連帯感が生まれ、情報の共有も深まる
責任転嫁型	グレーな判断には近づかない、もしグレーとわかった時点で判断から遠ざかる(見て見ぬふりをするのが得策)
他人プレー重視型	8:2の法則を許容して、「できる社員」に権限を大幅に移譲する(チェック機能が甘くなる)
先輩擁護型	長年受け継いだ不正な方法について、自分がおかしいと言いだすと先輩や出身母体に迷惑をかけてしまう→前掲の事例？



内部統制の運用における無機能化 －事例から学ぶ内部統制の機能不全(3)

三菱自動車工業燃費不正事例

(16年9月「不正の迷宮－三菱自動車」日経BP社より)

不祥事の概要

2016年4月、三菱自動車工業は、日産と共同開発をしていた軽四車両の公表燃費において偽装の事実を発表。開発部門が独断で不適切な計測方法の採用および計測データの改ざんが長年行われていた(開発を引き継ぐ日産の試験結果から判明)。

設置された特別調査委員会の報告書によると、開発を担当していた三菱側において、製品化の過程で5度にわたる燃費目標数値の変更が、経営陣から開発部門に命じられた。開発部門は全体協議もせず(設計部も知らないところで)性能実験部のみに数値目標達成を丸投げし、性能実験部の中において偽装により、目標数値を達成した。後日、軽四車両以外にも不適切な計測方法等見つかる。



内部統制の運用における無機能化 －事例から学ぶ内部統制の機能不全(3)

上記掲載事実から判明した内部統制上の問題点

誠実な社員は多数存在していたが・・・	<ul style="list-style-type: none">・新人研修の際、不適切な計測方法を指摘したが、幹部は誰も取り上げなかった・コンプライアンス部門のアンケートの自由記載欄をもとに開発部門が調査をしたが、「問題なし」
なぜ経営トップが不正に気づけなかったのか	開発担当部署(岡崎市)と本社との人事交流に乏しく、コミュニケーションが不足していた 「できない」といえる雰囲気ではなかった(2015年11月、開発担当部長2名が諭旨解雇処分)
不正を可能とした機会	本来、開発担当子会社は大部屋に管理部門が集まっており、不正は見抜けるはずであったが、日産との共同開発プロジェクトの推進において、軽四車両の実験性能部門が別行動だった(海外における実験等)



内部統制の運用における無機能化 －事例から学ぶ内部統制の機能不全(3)

監査部門はプロセスチェックの徹底が必要である

1 経営陣の開発部門に対する指示に問題はなかったか？

→2004年のリコール隠し事件の際、大量の技術担当者が辞職した。
新車開発において、同業他社よりも圧倒的に人員不足だった
開発部門に対する他部門からの協力体制がなんら整備されていない。

2 「おかしい」と声を上げる社員の意見はなぜ無視されたのか？

→社内ルールによる「惰行法」による測定値と、不適切な「高速惰行法」
における測定値において結果に大差がなかったことに起因。
顧客目線で考えれば「許されない」行動である

3 なぜ日産の社員に指摘されたのか？(自浄能力の欠如)

→日産から「公表数値の結果が出ないのだが・・・」と報告を受けたとき、
三菱社員は「あなたたちが計測する技術を持たないのでは？」と反論し、
日産関係者を激怒させてしまった(後日、国交省からも厳しい指摘)。



私の問題提起

—まじめな企業における不祥事の特徴

経営トップのマネジメントとして、各部署に厳しいミッションを課すのは当然のこと

近時、日本を代表する名門企業(またはそのグループ企業)における企業不祥事が多数報じられているが、なぜ誠実な社員が不正に走って(不正を見逃して)しまうのか？

(社員側からみた要因)

人間は倫理的に行動しなければならないことは理解しているが、なぜ倫理的に行動できないのか、その要因を理解しなければ不正を防止することはできない

(経営者側からみた要因)

マネジメントは重要だが、現場の行動と業績との関連性がわからないために業績未達の原因分析がむずかしい



私の問題提起

—まじめな企業における不祥事の特徴

経営陣が社外に公表した数値目標が現場レベルにおける行動計画と結びついていない

部門	目標、業績評価指標	発生リスクの高い不正
営業部門	前年比売上高、営業利益、(利益率)等	会計不正(架空売上、架空循環取引等)
購買部門	前年比削減金額、同在庫金額、回転率等	会計不正(期ずれ、在庫圧縮、原価付替え等)
開発部門	開発リードタイムの短縮、開発体制の刷新等	データ偽装、性能偽装等
製造部門	製造効率化指標、操業度、製造付加価値等	品質管理行為の懈怠(社内ルール違反等)



セクレスト事件高裁判決確定(最高裁不受理決定)が及ぼす監査役実務への影響

セクレスト役員責任査定決定異議申立事件控訴審判決
(以下「セクレスト事件判決」という)

→2018年2月 最高裁において上告不受理決定

★本判決が監査役実務に及ぼす影響を考えるにあたり、
まず前提として理解しておくべきことは・・・

1. 日本の民事訴訟の構造は当事者主義(弁論主義)
→裁判所は当事者の主張以外は判断しない
2. 最高裁が「不受理」としたことの意味
→「法令の解釈に関する重要な事項を含む事件」か？
3. 原告代理人の主張立証方針の理解
→「過失の客観化」に重きを置く法律構成
4. 平成21年大原町農協最高裁判決の射程距離



IXI役員損害賠償請求事件で監査役らの代理人を経験した当職としての考え方

1. 日本の民事訴訟の構造は当事者主義(弁論主義)
→裁判所は当事者の主張以外は判断しない

判決に示された事実が全てであるとは限らない
IXI事件では監査役3名全員が被告となり、協働して防御に専心できた(とりわけ常勤監査役の情報提供は極めて大きかった)

セクレスト事件では社外監査役(公認会計士)だけが当事者として争っており、防御に必要な情報を収集できなかった可能性あり

→相手方が再生債務者管財人、破産管財人及び破産裁判所裁判官の「連合軍」なので情報および知見において大きな開きがある(監査役らの協働は重要)



IXI役員損害賠償請求事件で監査役らの代理人を経験した当職としての考え方

2. 最高裁が「不受理」としたことの意味

→「法令の解釈に関する重要な事項を含む事件」か？

監査役に取締役に対する内部統制構築に関する助言・勧告義務、社長解任を目的とした取締役会招集、臨時株主総会招集の助言・勧告義務といった「およそ会社法において監査役に認められていない法的義務」を課したものとして批判されているが・・・

→法解釈の重要事項は含まないと最高裁が判断しているのであり、あくまでも上記助言・勧告義務は会社法における監査役の「監督是正権」(法382条)の一環として、解釈により認められたものである



IXI役員損害賠償請求事件で監査役らの代理人を経験した当職としての考え方

3. 原告の主張立証方針の理解

→「過失の客観化」に重きを置く法律構成

原告はどうすれば責任限定契約の適用をはずすことができるかを熟慮(どうすれば重過失が認められるか)

セイクレスト社長が不正行為に及ぶことは誰がみても明らかだった(誰でも予見できた)

→裁判所も予見可能性は認容

監査役として、社長の不正行為を止める手段をとろうと思えば容易にとれたのにこれをとらなかった(結果の回避手段は監査役である以上、容易にできた)

→裁判所は結果回避可能性は認めつつも「容易」とは捉えなかった



IXI役員損害賠償請求事件で監査役らの代理人を経験した当職としての考え方

セイクレスト事件高裁判決の解釈として監査役監査基準、社内の監査役監査規程が法と同等のルールとして採用されたこと、したがって社内規範化するにあたっては注意が必要といわれているが・・・

裁判所は「監査役は結果回避しようと思えばできた。なぜなら監査役監査規程、内部統制システム監査規程を社内ルールにとりこんでいたということから、回避可能性が認められる」といった論法を採用したに過ぎない
→あくまでもセイクレスト事件の原告の主張に応えた形で判断をしたものであり、監査役監査規程(社内ルール)を作った場合、監査役の注意義務の水準が上がることまで裁判所が確定したわけではない。



監査役監査基準、社内の監査役監査規程が法と同等のルールとして規範化されるかどうかは未だ今後の検討課題である

(参考判例)

非常勤社外監査役の粉飾見逃し責任が否定された事例

—東京地裁平成25年10月25日

ニイウスコー社 金融商品取引法に基づく損害賠償請求事件

長年にわたる粉飾決算(架空循環取引)が発覚したことにより、上場廃止となり損失を被った一般株主が、社外監査役に対して、金商法21条2項に基づき、監査見逃し責任を追及した事例。代表取締役に対しては1億5000万円の損害賠償責任が認容されているが、裁判所は社外監査役の責任を否定した。

原告株主は、長期間かつ巨額の粉飾(5年で682億円)であることから、非常勤社外監査役は、当該粉飾に加担していたか、知っていて放置していたか、もしくは知らなかったことに過失があることが推定される、と主張した。



監査役監査基準、社内の監査役監査規程が法と同等のルールとして規範化されるかどうかは未だ今後の検討課題である

非常勤社外監査役の粉飾見逃し責任が否定された事例 ニイウスコー社 金融商品取引法に基づく損害賠償請求事件

金商法21条2項の損害賠償責任の根拠となる「相当な注意を用いていた」と言えるかー監査役が善管注意義務を尽くしていたかどうか

監査役会が定めた職務分担の内容が、監査役としての善管注意義務に照らして相当である限り、監査役は自己の分担するものとして定められた職務に従って遂行すれば「相当な注意を用いた」と認められる
N社の監査役会職務分担合意は合理性を欠くとはいえず、非常勤監査役はすべての監査役会に出席し、監査役会として必要に応じて取締役から意見聴取をしており、重要事項については代表取締役に意見具申をしていた。→相当な注意を用いて監査を行っていたものと認められる
★本裁判では、日本監査役協会作成の監査役監査基準は、法令ではないが、監査役としての注意義務の内容を検討するにあたり考慮すべきものである、とされている



IXI役員損害賠償請求事件で監査役らの代理人を経験した当職としての考え方

4. 平成21年大原町農協最高裁判決の射程距離

監査役がどんなにまじめに職務遂行していたとしても、不正の兆候が監査役にとって明らかかな場合には、会社法の規定に従った行動が求められる(大原町農協事件は監事の調査権行使義務)

たとえば

取締役の作為による善管注意義務違反行為←裁判外(裁判内)における差止請求権行使(法385条1項)

取締役の不作为による善管注意義務違反の状況←作為を求める何らかの具体的対応(助言? 勧告? 取締役会の招集?)

決して会社法の規定された権限をフルに使わねばならないということではなく、状況に応じた対応が法的義務となる



IXI役員損害賠償請求事件で監査役らの代理人を経験した当職としての考え方

参考判例ーツインフィールズ事件決定

(大阪地決平成27年12月14日 判例時報2298号)

→会社更生管財人から監査役に対する損害賠償査定申立において、管財人の請求を棄却(監査役勝訴 確定)

決定理由

・監査役としての任務を懈怠したというためには、更生会社の取締役が善管注意義務に違反する行為等をした、又は、するおそれがあるとの具体的な事情があり、監査役がその事情を認識し、又は、認識することができたと認められることを要する

・申立人主張の事情(ゴルフ場の管理委託責任が合理性のないものであったこと、返済の見込みのない状況で無担保で金銭を貸し付けたことに監査役として何ら異議を述べなかった)について、監査役は慎重な配慮は必要だったが「不正を認識することができた」とまでは認められない



IXI役員損害賠償請求事件で監査役らの代理人を経験した当職としての考え方

参考判例ーツインフィールズ事件決定

(大阪地決平成27年12月14日 判例時報2298号)

親会社との管理委託契約の異常性について認識できない理由	異常性を認識させる兆表(もともと更生会社の社員であった者が、受託会社に転籍してそのまま業務を継続)は監査役就任前から存在していた
無担保での貸金契約の締結	更生会社債務超過にあったものの、現預金には余力があり、また貸付先企業について、経営計画に基づいて金融機関も追加融資を行っていた
以上の事実からすれば、監査役が業務委託契約に基づく親会社への金銭支払を是正せず、また貸金契約を承認する取締役会で異議を申し出なかったとしても、監査役としての任務懈怠とまでは言えない	

今回は弁護士の社外監査役だったからこそ予見可能性が否定されたと思料されるが、常勤監査役だったらどうか？



監査役(監査等委員)は、有事には柔軟な対応が法的義務として求められる(総括)

監査役(監査等委員)は、有事における会社法上の適切な権限行使が注意義務判断の根拠として認められる可能性があることに留意すべきである
(会社法上の監査役の職務権限)

違法性監査に関する職務根拠	
調査権(法381条2項)	大原町農協最高裁判決
是正権限－差止請求権(法385条1項)	セイクレスト事件控訴審判決 (勧告、助言)
是正権限－意見陳述権(法382条、 同383条1項)	大原町農協最高裁判決(理事会で理事長に質問すべき義務)
報告権限(法381条1項ほか)	監査等委員会の職務としては今後要注意



ご清聴、ありがとうございました。

〒530-0047

大阪市北区西天満5丁目1番9号 新日本曾根崎ビル8階

T E L 06-6367-5381 F A X 06-6367-5382

toshi@lawyers.jp 山口利昭法律事務所 弁護士 山口 利 昭

日本弁護士連合会 業務改革委員会 委員

同 司法制度調査会 社外取締役ガイドラインPT幹事

大阪弁護士会 弁護士業務改革委員会 委員

日本内部統制研究学会 理事

日本公認不正検査士協会 (ACFE JAPAN) 理事

日本コーポレートガバナンス・ネットワーク 理事

消費者庁 公益通報者保護制度実効性検討委員会 委員

株式会社ニッセンホールディングス (東証1部) 社外取締役

大東建託株式会社 (東証・名証1部) 社外取締役

大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社 社外監査役

大阪市交通局 監査役